

令和6年2月21日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	東部燃焼株式会社	茨城県水戸市東赤塚4315-1

2 入札参加資格停止措置期間 令和6年2月21日から令和6年8月20日まで（6カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

東部燃焼株式会社は、令和5年12月25日に契約締結した酒門小学校コンピューター室改修工事について、令和6年2月9日、工事履行不能の申立書を提出した。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第3第3号「契約違反工事等」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第3第3号 ア 契約書、共通仕様書等に違反した市発注工事等をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内